

※平成26年11月25日から法律名が、薬事法から

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」 に変わりました。

- ※指定薬物の輸入・製造・販売・授与・販売若しくは授与目的での貯蔵または陳列に加えて 平成26年4月1日から指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けも禁止になりました。
- ※罰則 3年以下の懲役か300万円以下の罰金、又はそのどちらも科されます。
- 注 指定薬物とは上記法律で指定されているものをいいます。 危険ドラッグには指定薬物の成分を含んでいるものがあります。

違法薬物・危険ドラッグに関する相談は下記の相談窓口まで!

37	桑名警察署	0594(24)0110
4	いなべ警察署	0594(84)0110
	四日市北警察署	059(366)0110
	四日市南警察署	059(355)0110
	四日市西警察署	059(394)0110
	亀山警察署	0595(82)0110
	鈴 鹿 警 察 署	059(380)0110
	津 警 察 署	059(213)0110
	津南警察署	059(254)0110
	松阪警察署	0598(53)0110
-	·	

大 台 警 察 署	0598(84)0110
伊勢警察署	0596(20)0110
鳥羽警察署	0599(25)0110
尾鷲警察署	0597(25)0110
熊 野 警 察 署	0597(88)0110
紀宝警察署	0735(33)0110
伊賀警察署	0595(21)0110
名 張 警 察 署	0595(62)0110
三重県警察本部	059(222)0110
警察安全相談電話	059(224)9110

三 重 県 警 察



NO 危険DRUG



危険ドラッグは – だ!!

危後が 潜んでいます。

- ・危険ドラッグは、インターネット等で合法、脱法と広告され、手軽にこっそり手に入れることができます。
- ・みんなやっている! 痩せるよ! という 甘い誘いに惑わされ、一度手を出すと 強い薬理作用により、身も心もボロボ ロになってしまいます。
- ・危険ドラッグの成分が不明なため、覚 醒剤等の規制薬物より危険な成分が含 まれていることがあります。

健康被害、死亡事案、事件や 交通事故が多発しています。

- ・危険ドラッグを使用したことによって、 意識障害や呼吸困難などで病院搬送された事案が多発し、最悪の結果死亡に 至った事案があります。
- ・危険ドラッグ乱用者が自動車を運転し、 意識障害になった結果、重大な交通事 故を起こした事案があります。
- ・危険ドラッグ乱用者が意識障害や異常 な興奮状態になり、重大な事件を起こ してしまった事案があります。

ドラッグ薬物乱用の悪循環。

- ・一度の使用でも薬物乱用です。
- ・薬物乱用を繰り返すと…薬の効き目になれて使う回数や量が増えます。(耐性) そして、薬の作用が切れた時の苦しみや不安があなたを襲います。これから逃れるために、さらに強い薬物を求め、自分で薬物乱用の効切を加えること
 - の欲望を抑えること が出来なくなってい きます。(依存性)



「ダメ。ゼッタイ。」

興味本位の一度の使用が・・・ あなたの人生を大きく変えてしまうことに・・・



危険ドラッグや違法薬物は

買わない! 使わない! かかわらない!

自動車を運転する皆様へ

危険ドラッグ等の薬物を使用して車を運転し、 その影響により、人身事故を起こせば「危険運転致死傷罪」に、 事故を起こさない場合でも「道路交通法違反」により処罰されます。



三 重 県 警 察